**平成２７年（フ）第１６１０号**
大阪市東成区深江南１丁目16番27号　新深江大石パレス401号
債務者　天戸　　敏
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１６１１号**
大阪市鶴見区鶴見２丁目19番１―503号
債務者　仁木　輝男
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第９号**
和歌山県西牟婁郡白浜町大浦2651―14
債務者　藤田　富子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２７年（フ）第６４号**
茨城県つくば市金田74番地　市営住宅１Ｂ―204号
債務者　須郷　往民
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第６５号**
茨城県つくば市金田74番地　市営住宅１Ｂ―204号
債務者　須郷　照惠（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第３７号**
新潟県十日町市大黒沢174番地
債務者　志賀　友美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２７年（フ）第２号**
北海道利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇202番地１
債務者　佐々木絵美（旧姓柳原）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２７年（フ）第２１号**
茨城県つくば市梅園２丁目18番地45、前住所茨城県つくば市東２丁目21番地18　パルシャス東104号
債務者　柳下　　綾
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第２２号**
岩手県北上市花園町２丁目３番33号　タウンハウスＥ―１号
債務者　加藤　邦子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２７年（フ）第２３号**
岩手県北上市上野町３丁目20番22号
債務者　高橋　恵美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２７年（フ）第２５号**
岩手県北上市立花26地割14番地99　泉田方
債務者　小林　英一
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２７年（フ）第７３号**
埼玉県所沢市大字荒幡1042番地の７　サンドミール102
債務者　溝内　敬士
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１０８号**
埼玉県入間市東藤沢７丁目16番１号　シャルマンＣ―202
債務者　丹下坂美里
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１１４号**
埼玉県川越市郭町２丁目７番地４　メゾンボヌール202号室、前住所埼玉県川越市神明町49番地１　川越神明町団地１号棟406号室
債務者　勝田　紀恵
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１２８号**
埼玉県狭山市大字水野1289番地の10
債務者　片山　温雄
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１２号**
千葉県香取市下小川590番地２
債務者　鴨川　晴枝
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２７年（フ）第１８号**
岐阜県中津川市苗木4580番地の77
債務者　山口　　徹
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部